

文科省の働き方改革最前線

中教審「学校における働き方改革」部会傍聴記 その④

議論に関する論評を三つ紹介します。

- 諸富詳彦 概ね賛成
- 全教提言「根本的改革なし」
- 藤森毅 闘いの成果反映
- 諸富詳彦さん（教師を支える会）は、おおむね賛成として、教育新聞に次のようなに述べています。

「中間まとめの内容もおおむね納得ができるものになっている。『給特法』の存在も相まって、教員の勤務時間を管理するという意識が、管理職や市町村教育委員会でも希薄だったのではないかと指摘された点である。：教員個々の取り組みで解決できるものではなく、校長や教育委員会を含め、全ての関係者が対策に向けた取り組みを実行しなければ、実現できないのであると指摘されている点が重要で押し付けてなく、基本的には各学校の主体性を大事にしながらいこうべきものであ

二者の論評

大里さんの中教審「働き方改革部会」傍聴記第四回です。今回は、この中教審の議論への論評の紹介と大里さんのコメントです。

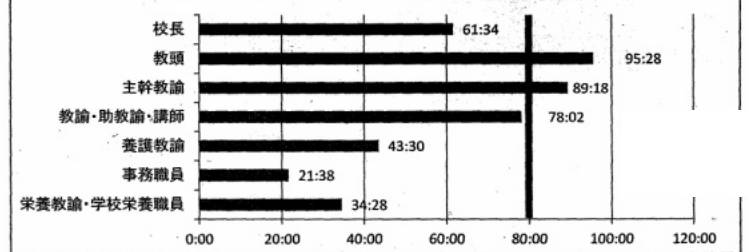
越谷市教職員状況調査より

資料9

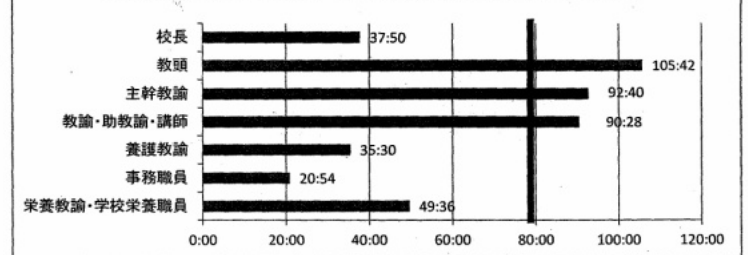
職種別勤務時間外平均在校時間に基づく試算

- (1) 調査期間 平成29年6月20日(火)～平成29年7月3日(月)
- 対象者 市内小学校30校 中学校15校
- 対象者 校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、事務職員、学校栄養職員
- (2) 条件 平成29年6月 課業日 22日 週休日8日 であることから試算

勤務時間外在校平均時間試算合計(小学校)



勤務時間外在校平均時間試算合計(中学校)



るとの指摘もなされている。○全教は、文科省の改革が根本的改革なしとして、次のような意見を述べています。「文科省の現在すすめている『チーム学校』や『教員の業務改善』などの施策は、抜本的な長時間労働解消策とはなっていないことを強く批判しました。その上で、①教職員定数の抜本的改善及び持ち授業時数の上限設定、②授業準備にかかる時間を勤務時間内に確保すること、③競争主義的な教育政策からの抜本的転換、④給特法の改

正、⑤教員の長時間労働の大きな要因の一つとなっている部活動の抜本的見直しなど、全教としての長時間労働解消のための基本要件について説明しました。○藤森毅さんは政党的文部担当ですが、雑誌で「改善の声が業務削減につながった」と述べています。「たたかひの到達点として『中間まとめ』を読んだとき、もっとも重要なのは、そこに、教職員の長時間労働を是正するために活用できる部分があることです。：定められた勤務時間内で業務を行うことが基本には当たり前なことではありませんでした。：これが削減されれば、助かるという具体的なメニューも少なくありません。同時に、『中間まとめ』は、教職員の長時間勤務を解決するという点では、たいへん不十分：一番肝心な教員数の抜本増が抜け落ちていることです。」



三者はその通りなのですが、私はもう一つ文科省を動かしてきたものを指摘したいと思います。労働安全衛生法の存在です。文科省の政策転換は、労安法の改正が背景にあります。過労で倒れる労働者の裁判判例から、国会は労働時間の厳格な把握と過重労働の解消、学校での労安法の取り組みを決議し、法改正をしていきます。そんな中で、二〇〇五年までは教員の時間外勤務はないと言ってきた文科省が、それ以降は時間把握をしないと言ってきた文科省に至ります。文科省は言いま

改善に労安法あり

せんが、この境目に越谷を初めとした新任教師の自死の続発がありました。そして、その後の一〇年も勤務時間は増え続けてきました。この間、越教組は、衛生委員会などで、職場に労働のまともなルールを確立させていくことを言い続けてきました。中教審が今後、安全衛生や働くルールの問題をしっかりと据えた論議をしていくのかも、大きな注目点です。今後、部会が審議する予定としている論点を載せておきます。

「学校における働き方改革特別部会」で今後論議すべき論点

- 1、学校の組織運営体制の在り方について
校長・副校長・教頭も含めたすべての教職員の校務運営上の在り方や主任の在り方、校務分掌や校内委員会の在り方等の学校の組織運営の在り方について検討を行う。
- 2、学校の労働安全衛生管理の在り方について
学校の教職員が、心身の健康を損なわないように働くために必要な職場環境の整備に関し、取り得る方策や支援のあり方等について検討を行う。
- 3、時間外勤務抑制に向けた精度的措置の在り方について
教師の長時間勤務を是正していくために、教師の勤務の特殊性や児童生徒の学びの質を担保するために持続可能な勤務環境の在り方も考慮しながら、公立の義務教育諸学校等教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の在り方も含む教職員の勤務時間等に関する制度の在り方について検討を行う。